

## 刈谷市教育委員会

### 学区外就学許可基準（市内で転居した場合）

- 1 小学校5年生及び中学校2年生の修了式以後に住所を移転する場合等で、卒業まで引き続き従前の学校での就学を希望する場合（該当者に弟妹がいる場合は、該当者が卒業するまでの期間に限り、弟妹についても許可できる。）
- 2 学期途中で住所を異動する場合で、学期末まで従前の学校での就学を希望する場合
- 3 住所異動予定地の学区校へ、学期始めから就学を希望する場合（当該学年内に住民票異動を伴う住居異動があることを必須条件として）
- 4 保護者の就労等により留守家庭児童となるため、親類（児童から3親等以内）に昼間預けている間、親類宅のある学区の小学校へ就学を希望する場合
- 5 年度途中の転居に伴い、指定された就学先に障害種に応じた特別支援学級がない場合
- 6 自治会の区域、子ども会の付き合いに合わせた学区に就学を希望する場合
- 7 学校での状況（いじめ又は不登校等）を解消するために、児童生徒の教育上、学区外就学が適当であると教育委員会が認めた場合
- 8 その他、申請がやむを得ない事由と認められる場合

### 区域外就学許可基準（市外への転出または市内への転入に伴い、引き続きまたは新たに刈谷市の学校での就学を希望する場合）

- 1 小学校5年生及び中学校2年生の修了式以後に住所を移転する場合等で、卒業まで引き続き従前の学校での就学を希望する場合（該当者に弟妹がいる場合は、該当者が卒業するまでの期間に限り、弟妹についても許可できる。）
- 2 学期途中で住所を異動する場合で、学期末まで従前の学校での就学を希望する場合
- 3 住所異動予定地の学区校へ、学期始めから就学を希望する場合（当該学年内に住民票異動を伴う住居異動があることを必須条件として）
- 4 特別支援学校に入学する場合、院内学級に入級の場合
- 5 その他、申請がやむを得ない事由と認められる場合

なお、就学希望学校の学区内までの通学については、交通事故等のないように保護者が責任を持って送迎すること。